

# 介護保険の改正について

田村 満子 | Written by Mitsuko Tamura

## 介護保険制度の改正

二〇〇〇年に施行された介護保険制度の大きな見直しは、二〇〇六年四月にあった。改正の考え方として、「予防」「認知症」「一人暮らし」「高齢者の世帯」への対応を重視する点が追加されたといえる。これまでは、介護が必要になってから制度を利用し、自宅で暮らし続けるためには、家族の力を得ることが重要な条件といえた。

しかし今回は、なるべく介護が必要な状況にならないような生活を大切に考えるという面が、まずは確認されているといえる。次に、介護が必要となった場合も、特に認知症となった場合も、地域から離れないで暮らし続けることをめざしている。具体的には、これまでの大きな規模の特別養護老人ホームなどで対応するという考えではなく、地域の中の歩いて通える小さい規模の拠点を大切に考えるという方向をめざしている。

毎日の暮らしの中で、生活のリズムが崩れたり、同居する家族が『休みたい』と感じた時に、『泊まったり』『訪問介護員に来てもらったり』ということも、一つの拠点でできるように考えられている。あわせて「地域包括支援センター」という生活に

関するさまざまな相談を持ち込むことができる拠点が新たに創られた。ここには、福祉・医療・保健などの専門家が配置されている。具体的には、「介護予防」に関する相談や手続き、サービス利用については、「高齢者虐待」をはじめとする高齢者の権利が侵害されていると思われるようなことが起こった場合の相談や対応について、また介護支援専門員（ケアマネージャー）が一人で悩んだり、抱え込んだりしないで仕事ができるよう支援していくことも、センターの重要な仕事となっている。何らかのサービスを利用するための手続きの窓口とは異なり、地域からのさまざまな相談に応じるという点で、これまでどこにも相談に応じてもらえなかったことが、今回の改正では対応可能な窓口が明確になったといえる。

そして、市町村が、今回の介護保険制度の改正を、新たな地域づくりとしてとらえて、市民へ、その意味やこれからの制度の方向性を、きちんと説明していくべき機会が生まれたといえる。自ら住んでいる地域が、高齢者にとって、これからのどのような地域となっていくのか、あるいは、なっていくって欲しいのかを真剣に考える機会といえる。

例えば、今回の改正の中に「介護予防」という取り組みが

大きく取り上げられている。この介護予防サービスについて、認定調査の結果、「要支援1」「要支援2」となった被保険者が対象となるものである。居宅介護支援事業者に委託可能だが、この介護予防サービスの、どのようなサービスを活用していくかという計画作成は、地域包括支援センターが扱うことになっている。

その取り組みの中で、「通って」「利用するサービスに」「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などがある。これらのサービスを、従来の介護サービスと一緒に事業所でやっている場合もある。あるいは地域包括支援センターが、地域の課題として、介護が必要な状況にならない、健康な状態を維持できる高齢者層を支援するプログラムとして取り組んでいる場合もある。

介護を本来の意味で予防し続けるためには、生活に根ざした目標がなければ、その達成は一時的なものになると思われる。「介護が必要にならないために、この運動をしなくてはいけない」「病気が再発したら困るから、栄養バランスの良い食事しないといけない……」。理屈では誰よりも高齢者自身が理解していることだが、高齢者には、それぞれの長く生きてきた歴史があるだけに、教科書どおりに実現は難しいという面がある。今回の改正で、その壁を少しでも打破できるのでは、と期待している。

## 高齢者の生活支援のありかた

介護サービスの利用、介護予防サービスの利用、いずれにしても、その高齢者自身の固有の歴史を大切にしながら生活支援でなければ、どのように立派に見える計画書も、そのめざす目標の達成や、サービス利用をつうじての満足感を得ることは難しい。『高齢になれば、保護される』『周囲の人が保護するもの

だ』という発想から、『たとえ高齢になったとしても、誰にも必ず何らかの力はある』という発想へ切り替えて、生活支援の出発点を考えていく必要があるだろう。

例えば、認知症となった場合でも、何もかもできないから、全てを誰かにやってもらわないといけない方はいない。

一人だけでは、これまでどおり、冷蔵庫の中ものを記憶して、買い出しに行つて、夕食の準備を短時間で言うことは難しいかもしれない。しかし、ともに考え、戸惑った場面で声をかけてもらえる環境を整えば、認知症となっても、十分に自宅で、これまでの暮らしを維持することは可能といえる。その際、その方の暮らしの中で培われてきた価値観、例えば、味付けや材料の切り方、得意の献立など、あらかじめご家族などから情報を得ておくことは、支援を進めていく上で、貴重な示唆となる。

さらに、病状が進行された方で、家事能力や入浴などの動作に相当な支援が必要な場合でも、必ず何らかの力が存在する。例えば、その方が、婦人会で盆踊り大会に熱心に取り組んでおられた経験があつた場合、年に一回の盆踊り大会には、何の違和感もなく参加されている姿がある。その日のために、日々の散歩を欠かさず、数日前からゆかたを準備し、お化粧する、といった段取りをするなど、その日を大切にしている姿が暮らしの中で見られる。それは、保護され、支援されている印象より、自らの歴史の積み重ねの中で、年に一回のその日を、今年も楽しみにされている「女性」の、ごく普通の姿といえる。このような姿を見出すことが、生活支援の視点だといえないだろうか。

CEL

田村 満子(たむら・まみこ)

● 有限会社たむらソーシャルネット代表 社会福祉士